

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>本事業は、女性を主とする障がい者が自宅で起業し、カエル養殖やナマズ養殖、キノコ栽培等の生産活動を通して収益を得て、自立した生活を送れるようにすることを目的としている。また、地方行政ならびに地域住民の障がいへの理解を促進する。さらには、ラオスの障がい当事者団体と共同で事業を実施し、能力強化や経験の蓄積を図ることで、将来的に障がい当事者団体が主体となって障がい者支援事業を実施できるような体制を構築する。</p> <p>-----</p> <p>This project aims to promote self-reliance of persons with disabilities, particularly for women with disabilities in remote area of Lao P.D.R. through income generating activity, promoting their rights and empowering Disabled People' s Organization.</p>
(2) 事業の必要性（背景）	<p>(ア) ラオスにおける女性障がい者の現状とニーズ</p> <p>世界保健機関（WHO）によれば、ラオスの障がい者数は、総人口約 680 万人の 10%にあたる約 68 万人とされている。障がいの原因は様々であるが、ラオスはベトナム戦争時の空爆による不発弾の汚染状況が世界で最もひどく、不発弾事故により障がいを負った人も多い。ラオス労働社会福祉省管轄下の国家障がい者高齢者委員会(National Committee for Disabled People and the Elderly)が障がい者福祉政策の草案を作成しているものの、政府からの承認は降りておらず、明確な政策を打ち出せていない状況にある。教育、就業、社会インフラ、法整備等、全てにおいてラオスの障がい者福祉政策は遅れており、障がい者が社会の一員として生活することは非常に難しい。</p> <p>当会が先行の JICA 草の根技術協力事業(草の根パートナー型、2014 年～2016 年)で実施した、地方に住む障がい者約 1,000 人へのインタビューでは、7 割を超える障がい者が仕事に就いておらず、障がい者の就労機会が一般と比べて非常に限られており、貧しい生活を余儀なくされている状況が浮き彫りとなった。とりわけ女性障がい者の就労に関しては、男性障がい者が日雇い労働など、不安定ながらも比較的職に就きやすい状況であるのに対し、ほとんどの女性が家事に従事するのみで、障がいのある男女間で就労や生計活動における参加の不均衡が見受けられた。なお、2018 年 1 月の国連による発表では、ラオス全土の女性の就業率は 35%と低く、また家庭内で収入を得ていない人の 65%が女性という報告がなされている。女性障がい者に限定した就業率の報告はラオス政府による統計すら存在していないものの、障がいを抱え、かつ都市部と違い産業の少ない地方においては、その割合が更に低くなるものと予想される。(※URL:http://www.la.one.un.org/sdgs/sdg-5-genderfin)</p> <p>また、ラオスには女性障がい者を支援する団体(Lao Disabled Womens Development Center : ラオス障がい者女性開発センター)がビエンチャン市内で職業訓練校を運営しているものの、同市で職業訓練を受けた地方出身の障がい者が出身県へ戻ってから就労機会を得ることが難しく、生産活動に従事できずにいるのが現状である。</p> <p>このように、ラオス政府の障がい者支援政策は不十分であり、障がい者の社会参加が限られていた中で、ラオスの障がい者支援の中心的な役割を担ってきたのが、ラオス最大の障がい当事者 DPO (※) であるラオス障がい者協会(The Lao Disabled People' s Association : LDPA)であ</p>

る。2001年に設立されたLDPAは、首都ビエンチャン市に本部を構え、ラオス全16県中10県に県支部を持ち、ラオス全土に20,000人を超える会員を有する。その一方で、ラオス政府によるLDPAへの支援は乏しく、会員といえど実際に何らかの支援を受けている障がい者は少ない。また、ビエンチャン市及び幾つかのLDPA県支部においては国際NGOの協力で障がい者支援事業が実施されているが、支援事業がほとんど行われていない県も多く、その存在が形骸化しているのが現状である。そこで、LDPA県支部と共同で支援事業を実施し、県支部職員の能力強化や経験の蓄積を図り、将来的にLDPA県支部が主体的に障がい者支援事業を実施できるような体制を構築する必要がある。(※Disabled People's Organization : DPOといい、障がい当事者によって構成される団体。)

またLDPAでは、各県のLDPA県支部を集めて、年に一度総会を開催しているものの、LDPA県支部の活動状況や現場のニーズが十分に共有できておらず、LDPA県支部の声がLDPA本部の活動方針にしっかりと反映されていない。ラオスの障がい者支援における中心的な役割を担う団体として、LDPA本部、県支部ともに、両者のコミュニケーション不足が重要課題であると認識しており、本提案事業を通して両者の連携強化を目指す。

(イ) 事業地、事業内容の選定理由

【事業地の選定理由】

上記の通り、ビエンチャン行政特区を含む、人口が多くアクセスが容易な都市と比べ、地方における障がい者支援活動はまだ少なく、十分な支援が行き届いていない状況である。その中で、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) が、2016年の前オバマ米大統領のラオス訪問時に宣言した不発弾対策支援の一環として、2018年からビエンチャン行政特区を含む5県で、5年間の大規模な障がい者支援事業を実施することを発表した。また、ラオスではHandicap International や World Education など、海外の大手NGOがそれぞれ注力して活動する地域があるため、当会ではLDPAと協議のもと、そうした地域を除きながらも、障がい者人口が多く、障がい者への生計支援が行き届いていないウドムサイ県とサヤブリー県を事業地に選定した。

【事業内容の選定理由】

上記(ア)の通り、地方に住む女性障がい者が職業技術を身につけ、生産活動に従事する機会は極めて限定されている。また地方では産業が十分発展していないうえ、バリアフリー環境も全く整っていないため、障がい者の企業への就職も非現実的である。本提案事業では、LDPA各県支部と協力し、女性を主とする障がい者が自宅で起業し、カエル養殖やキノコ栽培等の生産活動を通して収益を得て、自立した生活を送れるようになることを目指す。

また、先行のJICA草の根技術協力事業(※)(草の根パートナー型、2014年～2016年)では、1受益者に対し1産物の提供だったため、季節によっては生産活動を行うことができず、結果として次期生産サイクルを自己投資で開始する際に活動の収益を使い果たし、必要資材を購入できずに活動を継続できなかった受益者がいたことから、本提案事業においては、通年で生産活動を行える2産物を提供することで、収益を確保

	<p>し、安定して次期生産サイクルを実施できるようにする。</p> <p>(※) 先行の JICA 事業で実施した障がい者の生計向上支援事業では、生産活動の選定において、①障がいを抱えていても、比較的軽い労働で取り組むことができる生産品目、②自宅の小さな場所で、少ない投資、低リスクにより生産できる品目、③市場価値がありながら市場競争の激しくない生産品目であることを考慮したうえで、ナマズ、カエル、キノコ等の養殖事業を実施し、1 生産サイクルあたり、約 100 USD の売り上げを記録したことから本提案事業でも同様の選定基準を採用し、かつ特に障がい者の活動継続率が高く（先行事業でも 6 割以上が継続している）、安定した市場価格が確保できるカエル、ナマズ、キノコを産物に選定した。</p> <p>内陸国のラオスにおいてカエル、ナマズは貴重な蛋白源であり、ラオス全土で広く食されている食材である。2 産物ともに養殖時期、また養殖に必要な資器材も同じで、数メートル四方のコンクリート池で生育可能なため、日々の管理は障がいがあっても比較的容易に行うことが可能である。また、成長も早く、2 産物ともに約 3 ヶ月で体重 200 g 程度に成長し、自宅で近隣住民に直接販売できるため、行動範囲の限られる障がい者にも適した産物といえる。また、カエル養殖については自然繁殖が可能で、次期生産サイクルで再度仔ガエルを購入する必要がないため、継続も容易である。</p> <p>キノコ(ヒラタケの一種)もラオスにおいて広く日常的に食され、栽培を始めるにあたって初期費用の低い産物であるとともに、季節を問わず一年を通して栽培が可能な産物である。キノコの栽培方法は数多くあるが、本研修では障がい者でも飼育しやすいよう栽培用ビニール袋におがくずや養分を詰めてから植菌する手法を採用する。キノコ菌糸を植え付けてから約 1.5 ヶ月で収穫を開始することができ、収穫はビニール袋の養分が切れるまで続き、約 3~4 ヶ月継続して収穫することができる。カエル、ナマズ同様、市場競争も激しくないため、先行 JICA 事業においても、受益者が収穫したキノコをすべて自宅で近隣住民に販売できていた。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性</p> <p>本提案事業における小規模起業支援事業は、障がいやジェンダーといった要因から就労機会を得られず貧困下での生活を強いられている女性を主とした障がい者を支援対象としているため、上述の SDGs 目標 1.5.8 に沿う活動である。</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性</p> <p>本提案事業は、外務省の定める対ラオス人民民主共和国、国別援助方針の重点分野(2) 農業の発展と森林の保全における、貧困削減および生計向上のための支援に資する活動である。</p> <p>●「T I C A D V Iにおける我が国取組」との関連性</p> <p>該当なし</p>
(3) 上位目標	対象地域における女性を主とした障がい者の自立が促進される
(4) プロジェクト目標	対象地域における女性を主とした障がい者の収入が増える
(5) 活動内容	<p>地方に住む障がい者の生計向上、また障がい者を支える団体の能力強化や、地域住民の障がいへの理解を促進すべく、本提案事業を 2 年間にわたり実施しながら、第 1 年次は LDPA 県支部の能力強化に重点を置くことで、第 2 年次には LDPA 県支部が主体的に生計支援活動を実施することで、当会が補助する体制を構築することを目指す。</p>

【事業第 1 年次】**(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖/ナマズ養殖)**

第 1 年次では、まず LDPA 県支部と共同で、受益者選定に必要な情報を記録するための質問フォーマットを作成する。フォーマットには、年齢(勤労年層)、障がいの程度、家庭環境および小規模起業に取り組む意思を確認する項目を盛り込む。LDPA 県支部職員同席のもとで受益者候補、またその家族への面談も実施し、障がい者の意欲を確認するとともに、本提案事業への家族の理解を事前にとりつける。集めた情報をもとに、当会と LDPA 県支部職員が共同で候補者の最終選定を行い、対象 2 県 5 郡で 160 名の受益者を選定する。

なお、受益者の障がいの種別としては、肢体不自由者のみならず、知的、聴覚、視覚障がい者についても、家族の支援を得ながら主体的に生産活動を実施できることを確認できれば、研修対象者として選定する。また、受益者は女性障がい者を主に選定するが、コミュニティ内での不均衡を避けるため、今まで支援を受けられず貧困生活を強いられている障がい者は、一部は女性ではない場合も対象者として選定する。

LDPA 県支部職員同席のもと、各対象県にあるラオス農林省県支部の講師を招き、1 日のカエル養殖、ナマズ養殖研修を村役場にて実施する。同様にセメント池の作り方についても、当会職員が 1 日の研修を実施する。研修方法については、就学機会の限られた障がい者でも理解しやすいよう、写真や分かりやすい指標を用いて説明するとともに、必要に応じて障がい者の家族にも研修に参加してもらう。加えて、販売活動を記録し、次期サイクルを実施に必要な資金を蓄えるための帳簿のつけ方についても研修の中で当会職員が指導を行う。第 1 年次では、**ウドムサイ県ナー郡、サイ郡、サヤブリー県ピエン郡の 2 県 3 郡**での研修を通して、80 人の女性を主とした障がい者に研修を実施する。

なお、セメントブロック、砂利、塩化ビニル管等の養殖活動に必要な資器材については、当会から LDPA 県支部に供与した後、県支部職員の管理のもとで障がい者に配付される。管理方法としては、受益者に配布される資器材の種類・数量を事前に LDPA 県支部に伝え、資材業者による受益者宅への配布後、当会職員と LDPA 県支部職員が各受益者宅を訪問し、正確な数量が配布されたかを確認する。配布時には、LDPA と受益者の間で契約書を結び、配布された資器材が障がい者によって正しく活用されるようにする。生産活動は、まず養殖に必要なセメント池を障がい者宅に作製し、仔ガエル、ナマズ稚魚を放流する。その後は一日 2 回の餌やりと、週に 2 回の水替えが主な作業となる。生産開始から約 3~4 カ月でカエル、ナマズともに成体になり、その後、障がい者宅で近隣住民に販売される。

生産状況の確認や販売までの一連の工程を、当会および LDPA 県支部職員が共同で定期的にモニタリングする。日々の世話においては、適正な量の餌を与えているか、池の水を定期的に替えているか等、重要な項目をチェックリストとして作成して、モニタリング時に記録する。その他、モニタリングでは以下の項目を重点的に確認する。本項目は、後述のキノコ栽培においても同様である。

①習得した知識や技術の定着、実践状況をモニタリングし、問題がある場合には、必要に応じて講師に助言を仰ぐ。②市場調査を行い、適正販

売価格をアドバイスするとともに、収支が適切に帳簿記録されるかを確認し、必要に応じて指導する。

なお、本提案事業では産物の販売促進にも力を入れる。事業対象地の近隣住民に対し、本提案事業の目的や障がい者の生産物を紹介する説明会を2県3郡で実施する。加えて、障がい者の生産活動を知らせるチラシを作成し、LDPA 県支部職員と共同で、村人が頻繁に集まる地域の学校や村役場、病院等を訪問し宣伝活動を行うことで、より広い販売網を確保し、受益者が安定した販売を行えるよう働きかける。

(イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(キノコ栽培)

第一年次では、カエル養殖、ナマズ養殖研修同様に LDPA 県支部職員同席のもと、各対象県にあるラオス農林省県支部の講師を招き、2日間のキノコ栽培研修を実施する。研修では、キノコの栽培方法や栽培小屋の建て方についての講義や実習を行う。当会現地職員も先行 JICA 事業で相当数のキノコ栽培研修を実施してきた経験もあるため、講師と協力しながら研修を実施する。第一年次では、上述のカエル養殖、**ナマズ**養殖で選定した 80 人の女性を主とした障がい者に研修を実施する。キノコの菌糸、おがくず、ドラム缶、栽培小屋建設資材等のキノコ養殖に必要な資器材については、当会から LDPA 県支部に供与した後、県支部職員の管理のもとで障がい者に配付され、生産活動が開始される。カエル、ナマズ養殖同様、配布時に LDPA と受益者の間で契約書を結ぶ。生産活動は、まずキノコ栽培に最適な湿気を保つために、竹で出来た栽培小屋を障がい者宅に作製する。その後、用土となるおがくずを袋詰めし、ドラム缶に入れて熱殺菌を行った後、袋の先端にキャップを取り付け、そこにキノコの菌糸を植え付け、小屋の中で栽培する。生産開始から約 1.5 ヶ月でキノコの収穫が始まり、キノコ栽培用ビニール袋の養分が切れるまでの約 3.5 ヶ月間、収穫が継続して行われる。収穫したキノコは、障がい者宅で近隣住民に販売される。

その後のモニタリングにおいては、栽培小屋の湿度が適正に保たれているかなど、重要項目のチェックリストを作成して記録するとともに、販売促進活動においても、上述(ア)女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖/ナマズ養殖)と同様に実施する。

(ウ) 障がい者権利啓発活動

啓発活動においては、LDPA 本部の障がい者権利啓発部門から専門の職員 2 名を派遣し、2日間の障がい者の権利啓発ワークショップを 3 回実施する。参加者数は、60 名(対象地域の住民のみならず、地方における障がい者政策を実施するラオス労働社会福祉省の郡支部職員に加え、対象地域の村長を招く)。ワークショップでは、国連障害者権利条約の説明だけでなく、どのような環境や考え方が障がい者の社会進出を妨げているのかを補助器具の体験を通して参加者の理解を促進し、さらには地域が障がい者を包括的に支援するためにはどのような活動が必要か考えるセッションを盛り込んでいる。ワークショップの最後にはテストを実施し、参加者の理解度を確認する。地域と行政がともに障がい者の権利を理解し、将来的に地域一丸となって障がい者を支援する体制が整うことを目指す。

(エ) LDPA 県支部の強化、ならびに LDPA 本部との情報共有

第 1 年次では、各小規模起業にかかる研修の実施からモニタリングまでの全工程を、当会と LDPA 県支部職員が共同で実施する技術指導の期間と位置付ける。対象者の選定においては、上述(ア)女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖/ナマズ養殖)のとおり、まず LDPA 県支部と共同で受益者選定のフォーマットを作成する。また、受益者選定の際に、候補者の障がいの種類や程度、生活水準に加えて、本人の意欲や家族の理解があるかなど、活動を実施するうえで重要となる項目を正確に聞き出せるよう、当会職員が LDPA 県支部職員を指導する。受益者候補の面談にも LDPA 県支部職員を同行させ、どのように必要な情報を聞き出す必要があるかをその場で指導する。集めた情報をもとに、候補者の最終選定を当会と共同で実施することで、一連の受益者選定の工程を LDPA 県支部が身に着けられるようになることを目指す。なお、収集した受益者のデータを保存するために、これまで各県の労働社会福祉省から共有で使用させてもらっていたパソコンとデジタルカメラを LDPA 県支部専用として、各県支部に 1 台ずつ提供する。供与の際には覚書を作成し、万一故障した際の費用については、LDPA 県支部が負担する。

研修計画については、当会主導のもと LDPA 県支部職員と共同で、研修スケジュールの作成、研修場所の確保、講師の手配など、研修実施における一連の作業を行うことで、県支部職員が研修方法を把握し、第 2 年次に主体的に研修を実施できるよう知識の蓄積を行う。

受益者のモニタリングにおいても、生産状況の確認や販売までの一連の工程を、当会および LDPA 県支部職員が共同で定期的に実施することで、県支部職員が受益者の生産状況を正確に把握し、必要に応じて的確な助言を与えられるよう指導する。

また、LDPA 本部と LDPA 県支部の情報共有のために、事業期間を通して四半期に一度 LDPA 県支部が報告書を作成し、事業の進捗状況や課題等を LDPA 本部に共有することとする。データの集計や分析など、報告書作成に必要な技術についても当会職員が指導を行う。なお、報告書作成のために各 LDPA 県支部にプリンターを 1 台ずつ設置する。LDPA 県支部から提出された報告書は、LDPA 本部管理職が確認後に、フィードバックを行う。

四半期報告に加えて、第 1 年次終了時に中間報告会を開催し、LDPA 県支部職員が LDPA 本部にて本提案事業の活動経過や成果を報告する機会を設ける。報告会には LDPA 本部管理職に加えて、労働社会福祉省本部職員も招き、障がい者支援の中心を担う両者から、活動内容へのフィードバックを受ける機会を設けることで、LDPA 本部と LDPA 県支部における情報の共有と連携の強化を図るとともに、行政との協力関係も構築する。いずれの期間においても、当会が常にサポートできる体制を構築することで、LDPA 県支部が安定して技術を身に着けられるようにするとともに、受益者に最適な支援を届けられるようにする。

【事業第 2 年次】**(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖/ナマズ養殖)**

第 2 年次においても、ウドムサイ県フン郡、サイ郡、サヤブリー県パクライ郡の 2 県 3 郡(※)で新たに 80 人の女性を主とした障がい者に対

象に研修を実施する。対象者の選定や研修内容、資器材供与等、養殖活動における一連の工程は、第 1 年次に記載した内容と同様であるが、研修から生産、販売、モニタリング、近隣住民への説明会等、全工程を LDPA 県支部職員が主体となって実施し、当会はそのサポートを行う。

(※障がい者が多く居住するウドムサイ県サイ郡は、事業第 1 年次に加え、事業第 2 年次も事業地の対象とする。)

(イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修 (キノコ栽培)

キノコ栽培においても、第 2 年次の「(ア) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修(カエル養殖/ナマズ養殖)」で選定した受益者 80 名に、第 1 年次の「(イ) 女性を主とした障がい者への小規模起業研修 (キノコ栽培)」と同様のキノコ栽培研修を実施する。当会のサポートのもと、小規模起業研修にかかる全工程において LDPA 県支部職員が主体となって実施する。

(ウ) 障がい者権利啓発活動

第 2 年次においても、第 1 年次同様、対象地域の住民や村長、ラオス労働社会福祉省の郡支部職員の計 40 名に対し、LDPA 本部の障がい者権利啓発部門職員による 2 日間の障がい者の権利啓発ワークショップを 2 県 2 郡で実施する。

(エ) LDPA 県支部の強化、ならびに LDPA 本部との情報共有

第 2 年次では、第 1 年次に当会が LDPA 県支部職員に行った技術指導をもとに、LDPA 県支部が主体となって小規模起業研修を実施する。当会は計画立案から研修、モニタリング実施までの全工程において県支部職員に同行し、県支部職員の活動内容をチェックするとともに、必要に応じて助言を与える。また、第 1 年次同様、四半期ごとに LDPA 県支部が LDPA 本部に対して活動報告書を作成する。

加えて、第 2 年次終了時に活動完了報告会を開催し、LDPA 県支部職員が LDPA 本部にて、本提案事業の最終的な成果や課題を報告し、当会は必要に応じて報告資料の作成の手助けを行う。

報告会には LDPA 本部管理職だけでなく、労働社会福祉省本部職員も招き、両者から活動内容へのフィードバックを受ける機会を設ける。

本提案事業を通して、LDPA 職員の能力強化、LDPA 組織内の連携を強化することで、ラオス最大の障がい当事者団体 (DPO) として、今後の同国における障がい者支援の一翼を担っていく団体になることを目指す。

【裨益人口】(2 年間)

直接裨益者:ウドムサイ県、サヤブリー県の女性を主とした障がい者(160 名)、LDPA 県支部職員(4 名)、対象地域の行政機関職員、住民(100 名)
 間接裨益者:障がい者の家族(1,000 名)、LDPA 本部職員(20 名)

(6) 期待される成果と成果を測る指標

【期待される成果】

(ア) 女性を主とした障がい者が、カエル養殖、またはナマズ養殖に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する

【事業 1 年次】

指標①：女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、養殖技術を身に着ける

指標②：研修生の 90%が、研修終了後に小規模事業を開始する

指標③：養殖活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る

指標④：研修生の 70%が、産物の 2 サイクル目を自己投資で行う

【事業 2 年次】

指標①：女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、養殖技術を身に着ける

指標②：研修生の 90%が、研修終了後に小規模事業を開始する

指標③：養殖活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る

指標④：研修生の 70%が、産物の 2 サイクル目を自己投資で行う

【確認方法】 研修参加表、現場モニタリング、養殖チェックリスト、収支表確認

(イ) 女性を主とした障がい者が、キノコ栽培に必要な知識を得て、生産活動を継続して実施する

【事業 1 年次】

指標①：女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、栽培技術を身に着ける

指標②：研修生の 90%が、研修終了後に小規模事業を開始する

指標③：養殖活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る

指標④：研修生の 70%が、産物の 2 サイクル目を自己投資で行う

【事業 2 年次】

指標①：女性を主とした障がい者 80 名が、小規模起業研修に参加し、栽培技術を身に着ける

指標②：研修生の 90%が、研修終了後に小規模事業を開始する

指標③：養殖活動を通して、収入のなかった障がい者が 1 生産サイクル当たり US\$50 の収入を得る

指標④：研修生の 70%が、産物の 2 サイクル目を自己投資で行う

【確認方法】 研修参加表、現場モニタリング、栽培チェックリスト、収支表確認

(ウ) 地方行政ならびに地域住民が、障がい者の権利を理解する

【事業 1 年次】

指標①：障がい者の権利に関するワークショップを実施し、地方行政機関職員を含む周辺地域住民 60 人が障がい者の権利を理解する

指標②：ワークショップ後のテストで、参加者の 70%が合格点をとる

【事業 2 年次】

指標①：障がい者の権利に関するワークショップを実施し、地方行政

	<p>機関職員を含む周辺地域住民 40 人が障がい者の権利を理解する</p> <p>指標②：ワークショップ後のテストで、参加者の 70%が合格点をとる 【確認方法】ワークショップ事後テスト</p> <p>(エ) LDPA 県支部の能力が強化され、LDPA 本部との連携が深まる</p> <p>【事業 1 年次】</p> <p>指標①：四半期ごとに、LDPA 県支部が LDPA 本部に活動報告書を提出する</p> <p>指標②：事業 1 年次終了時に、LDPA 県支部が LDPA 本部管理職および労働社会福祉省本部職員に対して、中間報告会を実施し、両者から活動内容へのフィードバックを受ける</p> <p>【事業 2 年次】</p> <p>指標①：四半期ごとに、LDPA 県支部が LDPA 本部に活動報告書を提出する</p> <p>指標②：事業 2 年次終了時に、LDPA 県支部が LDPA 本部管理職および労働社会福祉省本部職員に対して、最終報告会を実施し、両者から活動内容へのフィードバックを受ける</p> <p>【確認方法】報告書確認、LDPA 活動報告会モニタリング</p>
(7) 持続発展性	<p>ラオス政府による支援が限られているなかで、本提案事業終了後も、希望する障がい者に対して LDPA 県支部が小規模起業支援にかかる研修を実施できるよう、研修に必要な資器材を当会が LDPA 県支部に供与する。それらの資器材を県支部による管理のもと、受益者が生産活動を行うことで、その収益の一部を県支部の活動運営費として徴収し、今後小規模起業支援を継続するために必要な資器材購入費に充当する。</p> <p>加えて、本提案事業の活動の全工程を、当会職員と LDPA 県支部が共同で実施することにより、事業終了後も自ら活動を継続していただくだけの資金調達能力と業務遂行能力を身につけることが可能となる。</p>

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)